２０２６年8月２０日

予備　令８－１４

異議申立てに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。（解答欄は、［№20］）

ア．弁護人は、検察官が起訴状を朗読した後、起訴状の記載内容に不明確な点があるとして裁判長に対して検察官に釈明を求めるように申し立てたが、裁判長が釈明を求めなかったことに対し、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることができる。

イ．検察官は、証人尋問において、弁護人の尋問に対し、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることができる。

ウ．合議体の裁判長は、証人尋問において、検察官の尋問に対する弁護人の異議申立てに対して決定をするに当たっては、迅速かつ機動的な処理を要するという事柄の性質上、陪席裁判官との合議を経る必要はない。

エ．弁護人は、検察官請求証拠を採用して取り調べるとの裁判所の決定に対し、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることができる。

オ．異議申立ては、個々の行為、処分又は決定ごとに直ちにしなければならず、裁判所は、時機に遅れてされた異議申立てについては、決定で却下しなければならないが、申し立てられた事項が重要であってこれに対する判断を示すことが相当であると認めるときは、時機に遅れたことを理由としてこれを却下してはならない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解４

肢ア　刑事訴訟法 309 条 2 項，規則 205 条 2 項

法令違反があるときに限り，異議を述べることができる。
相当性を理由とすることは，できない。裁判長に訴訟指揮権がある。

相当でない場合に，異議を認めると，濫用のおそれがある。
不明瞭な部分は，審理の中で明らかにすればよい。

肢イ　　刑事訴訟法 309 条 1 項，規則 205 条 1 項

証人尋問の場合，相当な場合でも異議を申し立てることができる。
無関係な尋問だったり，繰返し同じことを行うような尋問。

手続上，このようなことを行うのは，相当でない。

肢ウ　　刑事訴訟法 309 条 3 項

「刑事裁判の効果の重大さ」と「適正手続（誤判の防止）」が最優先。

人の運命を左右する刑事裁判の心証形成や重要な判断は、裁判長一人の裁量やスピード優先でパパッと決めていいはずがない。裁判官全員がしっかりと目を光らせ、慎重に協議（合議）するプロセスが不可欠である。

適正手続で行われるべき。

肢エ　　刑事訴訟法 309 条 1 項・2 項，規則 205 条 1 項ただし書

□　証拠決定は裁判所の慎重な判断の結果である

検察官が請求した証拠を「採用して取り調べる」かどうかは、裁判所が適法な手続と必要性・相当性を吟味して下した「証拠決定（裁判所の判断）」です。

□　「気に入らない」「不当だ」のいちいちの異議を認めない

もし、裁判所が正式に採用した証拠に対して、弁護側が単に「うちにとっては都合が悪い」「裁判所の採択の仕方は相当ではない（不当だ）」という理由でいちいち異議を申し立てていたら、裁判がいつまで経っても進みません。

□　不服がある場合の正しいルート

どうしてもその証拠の取り調べや内容に問題がある場合は、異議でその場を止めるのではなく、その後の「証拠調べのプロセス（反対尋問など）」や、最終的な「事実認定・弁論」の中でその信用性の低さを突いて争えば足りる（あるいは上訴審で争う）という仕組みになっています。

肢オ　規則 205 条 4 項ただし書

事案の真相が大事。遅れたことは問題であるが，重要で相当であるときは，却下して張らない。

極端な話，真犯人が遅れて出てきたときに，却下することは事案の真相から考えて問題だとわかる。

予備　令８－１５

伝聞証拠に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、［№21］）

ア．司法警察員が警察犬による臭気選別の経過及び結果を記載した報告書は、選別に立ち会った司法警察員が臭気選別の経過と結果を正確に記載したものであることを証言によって明らかにしても、刑事訴訟法第３２１条第３項により証拠能力が認められることはない。

イ．司法警察員が被害者に被害状況を再現させた結果を記載した実況見分調書は、再現されたとおりの被害があったことが要証事実である場合で、刑事訴訟法第３２６条の同意が得られないとき、その証拠能力が認められるためには、同法第３２１条第３項所定の要件を満たす必要があることはもとより、再現写真については、再現者の署名押印を除く同条第１項第３号所定の要件を満たす必要がある。

ウ．司法警察員が作成した酒酔い鑑識カードのうち、被疑者の言語、動作、酒臭、外貌、態度等の外部的状態に関する所定の項目につき観察した結果を所定の評語に印をつける方法によって記入した欄は、司法警察員の主観的判断によるものであって必ずしも検証の結果を記載したものということはできないため、その記載部分が刑事訴訟法第３２１条第３項の書面に該当することはない。

エ．捜査機関の嘱託に基づき作成された鑑定書は、裁判所が命じた鑑定の結果を記載した書面とはその性質を異にするため、刑事訴訟法第３２１条第４項の書面に準ずるものとして同項により証拠能力が認められることはない。

オ．火災原因の調査、判定に関して特別の学識経験を有する私人が作成した燃焼実験報告書は、同実験に捜査機関の実況見分に準ずるだけの客観性、業務性が認められる場合には、刑事訴訟法第３２１条第４項の書面に準ずるものとして同項により証拠能力が認められる場合がある。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解３

肢ア　最決昭６２．３．３刑訴百選６２第１１版

論理的に考えると，警察犬の鼻は，動物の鼻であって，人間である捜査機関の５官の作用で捉えたものではない。

したがって，３２１条３項の検証にあたらないのではないか。不当，有益な捜査手法なのに，反対尋問（犬は無理なので，記録した人）を一般のルールで，行わなければならなくなり，迅速性が阻害される。

科学的手法である以上，迅速な手続を取れる必要がある。

捜査機関が，警察犬を道具としてもちいた。いわば５官の延長とも見られる。

したがって，３２１条３項で証拠採用できる。

一般のルールは，記憶が曖昧な部分もあるので，それに基づくチェックも反対尋問でなされる。３２１条３項のルール，職責で行われている以上，あいまいとうことは，経験上ない。客観的に正確な手続で，作成されたかをチェックすることになる。

肢イ　　最決平１７．９．２７刑訴百選８２第１１版

条文だけ見ると，３２１条３項にあたるとも。
不都合，誤判のおそれが生じてしまう。実況見分調書は，正確に記載できているが，犯行状況は，被害者の記憶によるものであるため，誤りがはいる恐れがある。

３２１条３項で，手続を省略している趣旨があてはまらない。

３２１条３項は，迅速の必要性，そして，確かな記憶により制作しているので，客観的チェックをしても誤判の恐れがないケースを想定。
本件の場合，記憶の正確性からチェックしないと行けず，321 条３項の手続の省略は予定できないケース。
別途，３２１条１項３号の要件が必要になる。

肢ウ　　最判昭 47.6.2
プロが専門的な判断で行っている。記憶で行っていない。
客観的に正確に行われているかを確認するだけでよい。

肢エ　　最判昭 28.10.15　刑訴百選 A29　第 11 版

確かに厳密にはちがうのでは。手続重くなる，不都合。
鑑定と鑑定嘱託は同じとみるべき，プロがやって，客観性があるのは同じだから。
準用。

肢オ
最決平 20.8.27　刑訴百選 83　第 11 版

私人の専門家が作った場合は，４項，主体でわける。
３項の方が捜査機関にとっては，有利，手続の正当性でたりるので。
しかし，専門的な判断で行っている以上，４項で科学的なところをしっかり争点にして争わせるべき。

予備　令８－１６

次の【事例】における【Ｖの証人尋問】中の①から⑤までの下線部分にそれぞれ対応する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものには１を、誤っているものには２を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に［№22］から［№26］）

【事 例】

甲は、令和７年９月１９日午後１１時頃、自宅で、妻である被害者Ｖに対し、頭部をガラス製の灰皿で１回殴る暴行を加えてけがを負わせた傷害事件で公判請求された。

甲は、第１回公判期日において、「公訴事実記載の日時場所においてＶと一緒にいたことは間違いない。もっとも、Ｖに暴行を加えてけがを負わせたことはなく、Ｖが自分で転んでけがを負ったものである。」旨を述べて犯行を否認した。

甲の弁護人は、同期日において、被告人は無罪である旨を主張するとともに、検察官請求証拠として開示を受けていた(a)灰皿及び(b)Ｖの検察官に対する供述調書について、(a)は異議あり、(b)は不同意の意見を述べたが、甲が公訴事実記載の日時場所においてＶと一緒にいた事実については争わない旨を述べた。

検察官は、第２回公判期日において、立証趣旨を「本件被害状況等」として、Ｖの証人尋問を請求し、裁判所の証拠調べをする決定を経て、次のとおりＶの証人尋問を行った。

なお、同証人尋問の段階では、前記(a)及び(b)の証拠調べをする決定及び証拠調べはなされていない。

【Ｖの証人尋問】

検察官　①あなたは、被告人甲の妻ですね。
Ｖ　はい。
検察官　②あなたは、令和７年９月１９日午後１１時頃、自宅で、甲と一緒にいましたね。
Ｖ　はい。
検察官　自宅で、何が起こりましたか。
Ｖ　甲と口論になりました。
検察官　③そのとき、甲は、どのようにあなたを殴ってきたのですか。
Ｖ　甲は、ソファーに座っていた私の正面に立って、私の頭のてっぺん辺りを、テーブルに置いてあった灰皿で１回殴ってきました。
検察官　その灰皿は、どういった特徴のものでしたか。
Ｖ　ガラス製の四角い形をした灰皿で、事件後に刑事さんに提出しました。
検察官　④同一性を確認するために、弁護人に開示済みの灰皿を示します。
これは、あなたが証言した灰皿と同じものですか。
Ｖ　はい。私が証言した灰皿です。
検察官　甲から灰皿で１回殴られた後、どうなりましたか。
Ｖ　どうだったかな。
検察官　捜査段階で、その点について、検察官に話をしたことはありませんか。
Ｖ　したと思います。ただ、そのとき検察官にどのような話をしたか思い出せません。
検察官　⑤証人が思い出せないようなので、記憶喚起のために、弁護人に開示済みのＶの検察官に対する供述調書の供述部分を示します。

（以下省略）

【記 述】

ア．下線部①の尋問は、主尋問における誘導尋問であるが、証人の身分等で実質的な尋問に入るに先立って明らかにする必要のある準備的な事項に関するものであるので許される。［№22］

イ．下線部②の尋問は、主尋問における誘導尋問であるが、甲及び甲の弁護人に争いのないことが明らかであるので許される。［№23］

ウ．下線部③の尋問は、Ｖがいまだ供述していない殴打の事実を前提としているので、許されない誘導尋問である。［№24］

エ．下線部④の尋問による証拠物の提示は、裁判長の許可がなければ許されない。［№25］

オ．下線部⑤の尋問による書面の提示は、裁判長の許可があれば許される。［№26］

正解ア１，イ１，ウ１，エ２，オ２

誘導尋問の定義
誘導尋問とは、「尋問する側が、あらかじめ答えてほしい内容（答え）を質問の中に暗示し、または含ませて行う尋問」のことです。

基本的に，はい，いいえで答えられる者。また，肢ウのように反対尋問の機会を省略してしまうような質問がそれにあたる。

肢ア　○

１９９条の３　項１号

　例外として許される。確かに，はい，いいえの誘導尋問。
　しかし，前提の質問として行われている。争っていないと考えられる。迅速性を図る必要性から許容される。

肢イ　　○

１９９条の３　項２号
　誘導尋問にあたるが，争いがないのでゆるされる。反対尋問権の保障のための誘導尋問だから。

肢ウ　　○
　誘導尋問。殴打の事実を争っているのにそれを前提に質問してしまっている。
　殴打の事実の確認をしないとけない。そこを行わないと反対尋問権の保障が不十分。

　したがって，誘導尋問になる。

肢エ　　×
刑事訴訟法第 304 条 / 刑事訴訟規則第 199 条等
　証人に証拠物（灰皿など）を示して同一性を確認させたり供述を促したりする行為自体は、証拠調べの基本的な尋問技術として行われるものであり、法律上、事前に「裁判長の許可」を要する旨の制限はありません。

　許可制の場合，公共の利益のために必要性があれば一律禁止して例外的に要件を満たしたら許可を行う制度，立証を行うのは当事者の権能であり，同一性を確認する上で，呈示は必要である。

肢オ　　×

　　刑訴 199 の 11

記憶の喚起のための書面の提示は許可をしてもみせることができない。

完全に答えになってしまい。影響が大である。

　しがって，原則の口頭主義（304 条の趣旨），行うべきである。